

宇都宮市告示第 396－3 号

宇都宮市税条例（昭和 29 年条例第 23 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 1 月 30 日付宇都宮市告示第 19 号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 10 月 31 日とする。

令和 7 年 9 月 30 日

宇都宮市長 佐藤 栄一

都道府県名	地域
石川県	輪島市，珠洲市，鳳珠郡穴水町，鳳珠郡能登町